第11回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年4月18日

10:00 ~ 12:00

議事堂601特別委員会室

1 素案についての意見交換

2 委員協議

今後のスケジュールについて

資料1

三重県食の安全・安心の確保に関する条例案(素案)

H20.4.18

目次

前文

第一章 総則(第一条-第九条)

第二章 基本方針(第十条)

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進(第十一条-第十八条)

第二節 県民の参加等(第十九条-第二十二条)

第四章 安全・安心の確保

第一節 出荷・販売の禁止(第二十三条)

第二節 自主回収の報告(第二十四条・第二十五条)

第五章 立入調査及び措置勧告(第二十六条・第二十七条)

第六章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議(第二十八条・第二十 九条)

第七章 雑則(第三十条)

附則

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためにはその安全と安心が確保されなければならない。

近年、製造技術の高度化や輸入食品等の増加等により、我々の食生活を取り 巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところ である。

食の安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が発生したことから、食の安全・安心の確保に関する県民の要請は一段と強まってきている。

このような状況において、食の安全・安心を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組に当たっては、食品等の監視、食品関連事業者への指導の強化等を行うのみならず、地産地消等の推進を通じ食品関連事業者と県民との間の信頼関係を構築し、安全・安心な県産食品の供給の拡大を図っていくことが重要である。

ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する県民の信頼をいう。
 - 二 食品 すべての飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規 定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。
 - 三 食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。) 器具(同条第四項に規定する器具をいう。) 容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
 - 四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の 医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生 産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
 - 五 生産者 食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者 及びこれらの者で構成される団体をいう。
 - 六 特定事業者 次に掲げる食品関連事業者及び団体であって、県の区域内 に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。 イ 食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工することを営む 者
 - ロ 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの
 - ハ イに掲げる者により構成される団体

(基本理念)

- 第三条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護 が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われな ければならない。
- 2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の 相互理解、連携及び協働の下に、食品に対する県民の信頼が確保されること を旨として行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、食品等に適正な表示が行われることにより、食品に対する県民の信頼が形成されることを旨として行われなければならない。

- 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講ぜられることにより、行われなければならない。 (県の責務)
- 第四条 県は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する 青務を有する。

(食品関連事業者の責務)

- 第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等の安全性及び 信頼性の確保について第一義的責任を有するとの認識の下に、関係法令を遵 守して事業活動を行う責務を有する。
- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、県民の信頼を損なうことのないよう、食品等の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

- 第六条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を 表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割 を果たすものとする。
- 3 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(国等との連携)

- 第七条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又 は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。
- 2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策 に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針)

- 第十条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、 食の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全・安心の確保に関する基本的方向
 - 二 食の安全・安心の確保のために実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県食の安全・安心確保のための検討会議に意見を求めるとともに、広く県民等からの意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進

(体制の整備)

- 第十一条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため に必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずること を防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への 対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講 じなければならない。

(監視、指導等)

第十二条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の必要な段階において、監視、指導、検査その他の必要な措置 を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第十三条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき効果的に実施するため、必要な調査及び研究並びにその成果の普及啓発を行う ものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を 育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進による知識の普及啓発)

第十五条 県は、県民が食の安全・安心の確保についての理解と関心を深めることができるよう、家庭、地域、学校その他の様々な場における食育の取組の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(適正表示の推進)

第十六条 県は、食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主基準の設定及び公開の促進)

第十七条 県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心 に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものと する。

(認証制度の推進)

第十八条 県は、一定の要件又は基準に基づいて県内で生産された農林水産物 等及びそれらを主原料として使用して県内で生産された食品の認証制度等 を積極的に推進し、県民に信頼される安全・安心な食品の生産、流通及び消 費の拡大を図るものとする。

第二節 県民の参加等

(相互理解の増進等)

第十九条 県は、県民、食品関連事業者及び県の相互理解を増進し、信頼関係 を構築できるようにするため、意見交換、相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者との協働)

第二十条 県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。

(施策の提案)

- 第二十一条 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策 の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。
- 2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当 該提案をした者にその結果を通知するものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による提案に関し必要な事項は、 規則で定める。

(危害情報等の申出)

- 第二十二条 県民は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品 等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。
- 2 県は、前項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

第四章 安全・安心の確保

第一節 出荷・販売の禁止

(安全な農林水産物の供給)

第二十三条 食品関連事業者は、安全な農林水産物を供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品(次項において「農薬等」という。)の使用方法 について関係法令で定める基準に従い、農林水産物を生産しなければならな ₽ |

- 2 県は、食品関連事業者による安全な農林水産物の供給に資するため、農薬 等の使用に関して関係法令で定められた基準に係る指導及び監督を行うと ともに、情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。 (出荷・販売の禁止)
- 第二十四二十三条 食品関連事業者生産者は、食品衛生法第十一条第二項又は 第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。
- 2 **食品関連事業者生産者**は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。

第二節 自主回収の報告

(自主回収の報告)

- 第二十五二十四条 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であって、当該食品等が次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
 - 一 食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等(同法第十九条第二項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等
- 2 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。) **特定事業者(第二条第六号口を除く。)** のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

(回収に係る指導等)

- 第二十六二十五条 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、 人の健康に係る被害の発生健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上 で適切でないと認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者特定事業者 に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができ る。
- 2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告 に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告 に係る情報を提供するものとする。
- 3 前条第一項の規定による報告を行った食品関連事業者**特定事業者**は、当該

報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、 県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする。 ただし、自主 的な回収に着手した食品等が次のいずれかに該当する場合については、この 限りでない。
 - <u> 果の区域内に流通していないことが明らかな場合</u>
 - <u>□ 県民に販売されていないことが明らかな場合</u>

第五章 立入調査及び措置勧告

(立入調查等)

- 第二十七二十六条 知事は、第二十三条の規定の施行に必要な限度において、 食品関連事業者が第二十四条の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しく は販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業 者生産者その他の関係者からに対して報告を求め、又はその当該職員に、そ れらのものこれらの者の事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場 所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問を させ、又は試験の用に供するのに若しくは検査を行うために必要な限度にお いて、これらの物件の提出を求めさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。

(措置勧告)

- 第二十八二十七条 知事は、食品関連事業者生産者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者生産者に対し、必要な措置を勧告することができる。
 - 一 第二十四二十三条の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき。
 - 二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同 規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者生産者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。

第<u></u> 第<u></u> 三重県食の安全・安心確保のための検討会議 科 に設置及び所掌事務等)

第二十九二十八条 **食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、** 知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(以下 「検討会議」という。)を置く。

- 2 検討会議は、次に掲げる事項**についてを調査審議する。**
 - 基本方針に関する事項こと。
 - 二 食の安全・安心の確保に関する施策に関する事項こと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 検討会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第二十二十九条 検討会議は、委員十人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- **₹3** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 消費者
 - 二 食品関連事業者
 - 三 学識経験を有する者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

第六七章 雑則

(規則への委任)

第三十一三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第四章及び第五章の規定は、平成××年××月××日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五章の規定は、平成 年 月 日以前に出荷され、又は販売され た農林水産物については、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に策定されている三重県食の安全・安心確保基本方針は、第十条の基本方針とする。

(見直し)

→ 4 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例案」素案と自民無所属議員団案との対比(規制関係部分)

	条及び見出し	素案	自民·無所属議員団案
	第二十三条	1 生産者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売	(削除)
	(出荷・販売	等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。	
H	の禁止)	2 生産者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売	(削除)
		等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性	
Ч	** - 1 m **	が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。	
	第二十四条	1 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又	<同左>
	(自主回収の 報告)	は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令)	
	報 百 <i>)</i>	又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であって、当該食品等が次のいずれかに該当するときは、速やかに、その	
		旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。	
		一 食品衛生法の規定に違反する食品等(同法第十九条第二項の規定	
		に違反するもの(規則で定めるものを除く。)を除く。)	
		二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等へ	
		の信頼性の確保の観点から規則で定める食品等	
		2 特定事業者(第二条第六号ロを除く。)のうち、自ら生産し、採取し、	<同左>
		製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取	
		し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を	
		経ることなく直接販売することを主として営む者については、前項の	
	hts 1 #	規定は、適用しない。	
	第二十五条	1 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の変化及びなるによるない。	<同左>
	(回収に係る 指導等)	の悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるとき	
	伯等寺)	は、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指 導その他の必要な指導を行うことができる。	
		2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当	 (削除)
		該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対	(11154)
		し、当該報告に係る情報を提供するものとする。	
		3 前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係	∠ □±\
		る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければな	<同左>
		らない。	
		4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速	(削除)
	***	やかに、県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする。	(Marian)
	第二十六条	1 知事は、 第二十三条 の規定の施行に必要な限度において、生産者に	(削除)
	(立入調査	対して報告を求め、又は当該職員に、これらの者の事業所、事務所その他の事業に係る物理を	
	等)	の他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類そ の他の物件を調査させ、関係者に質問をさせ、又は試験の用に供する	
		の他の物件を調査させ、関係有に負向をさせ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることがで	
		きる。	
		2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を	(削除)
		携帯し、関係者に提示しなければならない。	,
		3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解	(削除)
		してはならない。	
	第二十七条	1 知事は、生産者が次のいずれかに該当するときは、当該生産者に対	(削除)
	(措置勧告)	し、必要な措置を勧告することができる。	
		一 第二十三条 の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したと	
		き。 - 前冬第一項の坦宁による報告な計ず、若しくは唐代の報告なし、フ	
		二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又 は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避	
		は同規定による調査者とくは物件の促出を拒め、効け、者とくは心脏したとき。	
		2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に	(削除)
		係る生産者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出	,
		の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、こ	
		の限りでない。	
		3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧	(削除)
Ч		告の内容等を公表することができる。	

三重県食の安全・安心の確保に関する条例案(案)

目次

前文

第一章 総則(第一条-第九条)

第二章 基本方針(第十条)

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進(第十一条-第十八条)

第二節 県民の参加等(第十九条-第二十二条)

第四章 安全・安心の確保(第二十三条・第二十四条)

第五章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議(第二十五条・第二十 六条)

第六章 雑則(第二十七条)

附則

本県は、
古には、
美し国、
御食国と称され、
豊かな食料を生み出した地であった。
我々は、
現在においても、
また、
将来にわたってもかくありたいと考える。

食は、人々の日々の糧であるが、**我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、**健康で豊かな生活を送るためにはその安全と安心が確保されなければならない。

現在、我々は、近年、製造技術の高度化や輸入食品等の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところである。経済の発展や科学技術の発達によって豊かな食生活を享受できるようになったが、その一方で、国際的な物流の拡大や新たな食品製造技術の開発は、環境汚染物質による食品汚染の可能性、食品への有害物質の残留の可能性など、新たな不安を生じさせていることも否めない。

国においては、食品の安全・安心性及び信頼性の確保のを確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が発生したことから、本果において、食の安全・安心の確保に関する県民の要請は一段と強まってきている。品の安全性及び信頼性を損なう事件が発生し、消費者である県民に、食に対する不安感や不信感を抱かせた。

このような状況において、本県における食の安全・安心品の安全性及び信頼 性を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組 に当たっては、食品等の監視、食品関連事業者への指導の強化等を行うのみな らず、地産地消等の推進を通じ食品関連事業者と県民との間の信頼関係を構築 し、とともに、安全・安心な県産食品の供給の拡大に寄与するものである。を 図っていくことが重要である。

ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性 を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条 例を制定する。 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食品の安全・安心性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例に**おいて、次の各号に掲げるおける用語の意義は、当該各号** に定めるところによる次のとおりとする。
 - 一 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する県民の信頼をいう。
 - ⇒二 食品 すべての飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に 規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。
 - ⇒三 食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)器具(同条第四項に規定する器具をいう。)容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
 - 三四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
 - 五 特定事業者 次に掲げる食品関連事業者及び団体であって、県の区域内 に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。 イ 食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工することを営む 者
 - 口 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの ハ イに掲げる者により構成される団体

(基本理念)

- 第三条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護 が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われな ければならない。
- 2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の 相互理解、連携及び協働の下に、食品に対する県民の信頼が確保されること を旨として行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ、 かつ、食品等に適正な表示が行われることにより、食品に対する県民の信頼 が形成されることを旨として行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段

階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講ぜられることにより、行われなければならない。 (県の責務)

第四条 県は、**前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、**食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する 責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

- 第五条 食品関連事業者は、**基本理念にのっとり、**自らが食品等の安全性及び 信頼性の確保について第一義的責任を有**するとの**していることを認識**の下** にも、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。
- 2 食品関連事業者は、**基本理念にのっとり、その**事業活動を行うに当たっては、県民の信頼を損なうことのないよう、食品等の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。
- 3 食品関連事業者は、**基本理念にのっとり、その**事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 4 食品関連事業者は、**基本理念にのっとり、その**事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。 (県民の役割)
- 第六条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を 表明するよう**に**努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割 を果たすものとする。
- 3 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(国等との連携)

- 第七条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又 は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。
- 2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策 に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針)

- 第十条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、 食の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
 - **一 食の安全・安心の確保に関する基本的方向**
 - 二 食の安全・安心の確保のために実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、**あらかじめ、**三重県食の安全・安心確保のための検討会議**に意見を求めるとともに、広く県民等から**の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進

(体制の整備)

- 第十一条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため に必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずること を防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への 対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講 じなければならない。

(監視、指導**等体制の強化**)

第十二条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各必要な段階において、二貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第十三条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を**科学的知見に基づき**効果的に推進**実施**するため、必要な調査及び研究を行うとともに、並びにその成果の普及啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を 育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進による知識の普及啓発)

第十五条 県は、県民が食の安全・安心**の確保**に**ついての**対する理解**と関心**を深めることができるよう、家庭、地域、学校その他の様々な場における食育の取組をの推進**を通じて**→、食の安全・安心**の確保**に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(適正表示の推進)

第十六条 県は、食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主基準の設定及び公開の促進)

第十七条 県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心 に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものと する。

(認証制度の推進)

第十八条 県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件**一又は**基準に基づいて生産された県産食品県内で生産された農林水産物等及びそれらを主原料として使用して県内で生産された食品の認証制度等を積極的に推進し、県民に信頼される安全・安心な食品の生産、流通及び消費地産地消の拡大を図るものとする。

第二節 県民の参加等

(相互理解の推進**増進**等)

第十九条 県は、県民、食品関連事業者及び県が、の相互に理解を深め増進し、 信頼関係を構築できるようにするため、意見交換、相互交流の機会の確保そ の他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者との協働)

第二十条 県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。

(施策の提案)

- 第二十一条 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策 の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。
- 2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当 該提案をした者にその結果を通知するものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による提案に関し必要な事項は、 規則で定める。

(危害情報等の申出)

- 第二十二条 県民は、健康に危害を及ぼし、食の安全・安心を損ない、又はみ ぼす損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措 置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。
- 2 県は、前項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

第四章 安全・安心の確保に関する措置

(安全な農林水産物の供給)

第二十三条 食品関連事業者は、安全な農林水産物を供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品(次項において「農薬等」という。)の使用方法

- について関係法令で定める基準に従い、農林水産物を生産しなければならない。
- 2 県は、食品関連事業者による安全な農林水産物の供給に資するため、農薬 等の使用に関して関係法令で定められた基準に係る指導及び監督を行うと ともに、情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。 (出荷・販売の禁止)
- 第二十四条 食品関連事業者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定 により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。
- 2 食品関連事業者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。 (自主回収の報告)
- 第二十五二十三条 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であって、当該食品等が次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
 - 一 食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等(同法第十九条第二項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等
- 2 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。) 特定事業者(第二条第五号口を除く。) のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

(回収に係る指導等)

- 第二十六二十四条 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、 人の健康に係る被害の発生健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上 で適切でないと認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者特定事業者 に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができ る。
- 2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告 に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告 に係る情報を提供するものとする。

該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、 県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする。ただし、自主 的な回収に着手した食品等が次のいずれかに該当する場合については、この 限りでない。
 - ─ 県の区域内に流通していないことが明らかな場合
 - □ 県民に販売されていないことが明らかな場合

(立入調査)

- 第二十七条 知事は、食品関連事業者が第二十四条の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。(措置勧告)
- 第二十八条 知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該 食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる。
 - ─ 第二十四条の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき。
 □ 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内 容等を公表することができる。

第五章 **三重県食の安全・安心確保のための検討会議**附属機関 (設置**及び所掌事務等**)

- 第二十九二十五条 **食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、** 知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(以下 「検討会議」という。)を置く。
- 2 検討会議は、次に掲げる事項についてを調査審議する。
 - ー 基本方針に関する**事項こと。**
 - 二 食の安全・安心の確保に関する施策に関する**事項こと。**
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 検討会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第三十二十六条 検討会議は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 23 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 消費者
 - 二 食品関連事業者
 - 三 学識経験を有する者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

第六章 雑則

(規則への委任)

第三十一二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要 な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。**ただし、第四章の規 定は、平成××年××月××日から施行する。**

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている三重県食の安全・安心確保基本方針は、第十条の基本方針とする。

(見直し)

→3 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。